

ハラスメントという人権侵害

最近、「〇〇ハラスメント」という言葉を、メディア等で見聞きしたり、日常会話の中でつかつたりする機会が多いのではないのでしょうか。

ハラスメントとは、嫌がらせ・迷惑をかける・いじめなどのことですが、「パワーハラスメント」を「パワハラ」などと言葉を簡略化して使われることが多いようです。インターネットで検索してみると、三十種類以上（挙げられている数は様々です）もあり、各々のハラスメントについての内容が解説されています。

前述のパワハラは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。パワハラを説明するときによく、大勢の前で上司が部下の人格を否定するような言葉で叱責するというよ

うなケースが挙げられます。実際は、上司部下の関係だけでなく、同僚同士や部下から上司へなどの例もあるようです。ただし、何でもかんでもハラスメントになるのではなく、適切な指導や教育はハラスメントにはあたらないの言うまでもありません。

いろいろなハラスメント事案には、する側に悪意や害意がある場合はもちろん、する側の意図に関係なく（嫌がらせをするつもりはなくても）、受ける側が不利益を被ったり心身に苦痛が生じたりするケースがあります。また、明らかに触法であり、人権侵害であると思われる場合もあります

が、エチケットやマナーレベルのことと捉えられ、議論が分かれる場合もあります。いずれにしても、ハラスメントのある職場などでは、当事者同士だけでなく周りの人も嫌な思いをしているのです。

人間は感情の動物であり、

腹が立ったりしたときなどに、心にゆとりがなく安定していないときに、思わず相手を傷つける言葉を吐いてしまうことがあります。ハラスメントをなくすには、相手の立場や気持ちを尊重し、相手を傷つけるような言動はしない、もし、してしまった場合は素直に謝罪する勇氣を持つことが大切である、と思います。このことは、人間関係の基本中の基本であり、教育の現場でも子どもに対して常に指導していることです。本人も周りの人々も嫌な思いをするハラスメントを、少しでも減らす社会の実現をめざしていきましょう。



市人権推進課（教育庁舎1階）

☎ 32・2122

FAX 33・3525

Mail:jinkensushin@city.komatsushima-tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (350) 松並敦子・選

軒下のゴーヤの蔓も取り除き窓辺淋しく夕日の照らす

横須町 三宅 敏恵

類なづるやさしき風とすだちの香に暑くて長き夏を閉じゆく

立江町 湯浅かや子

黒猫が二つのドアを通り越し館内走る それしなくて

横須町 山崎 泰子

いつまでも運転できぬ我が愛車後期高齢どつぶり漬かる

田浦町 太田カツミ

永遠の別れになるとは知らずして手を振り送りし月の夜かなし

横須町 福島 夢栄

わが終のすみかとなりし施設の窓稲穂の波よ古里恋し

神田瀬町 大西カヲル

退院し行きたい処は行けないがテレビと昼寝でお日様西へ

坂野町 橋本千代乃

長生きし率寿を迎えて思うこと我が家に勝る居場所はない

櫛渕町 松下 玉枝

いつの世も「今の若者は」と言われおり自転車四列横に並び行く

江田町 深田 伴子

絵手紙にコスモスの咲き友の香を乗せて届きし今日誕生日

赤石町 田原トシ子